

通常時間帯の時給はどのくらいですか	() 円	() 円
残業時の時給はどのくらいですか	() 円	() 円

	世帯主	配偶者
昨年1年間の個人の税込年収について、あてはまるものに○をつけて下さい。年収には臨時収入及び副収入を含みます。日本に来て1年未満の方は、1年間の予定収入をお答え下さい。	1. なし 2. 50万円未満 3. 50～100万円未満 4. 100～200万円未満 5. 200～300万円未満 6. 300～400万円未満 7. 400～500万円未満 8. 500～600万円未満 9. 600万円以上	1. なし 2. 50万円未満 3. 50～100万円未満 4. 100～200万円未満 5. 200～300万円未満 6. 300～400万円未満 7. 400～500万円未満 8. 500～600万円未満 9. 600万円以上

問6 雇用されている方(自営業以外の方)について伺います。

	世帯主	配偶者
雇用主の業種(請負・派遣の方は、派遣先の業者の業種を書いて下さい)	1. 農林漁業 2. 建設 3. 製造業(食品加工含む) 4. 運輸・通信 5. 卸売・小売業・飲食 6. 金融・保険 7. サービス 8. その他	1. 農林漁業 2. 建設 3. 製造業(食品加工含む) 4. 運輸・通信 5. 卸売・小売業・飲食 6. 金融・保険 7. サービス 8. その他
現在の労働契約開始時期	() 年 () 月	() 年 () 月
現在の契約終了予定時期	() 年 () 月	() 年 () 月
続けて次の契約に入る場合、どの位の期間が空きますか	1. 1～3日程度の間がある 2. 1週間程度の間がある 3. 10日～2週間程度の間がある 4. その他()	1. 1～3日程度の間がある 2. 1週間程度の間がある 3. 10日～2週間程度の間がある 4. その他()
労働条件は、どのような方法で知らされますか	1. 雇用契約書を作成している 2. 労働条件通知書を受け取っている 3. 口頭で知らされている 4. その他()	1. 雇用契約書を作成している 2. 労働条件通知書を受け取っている 3. 口頭で知らされている 4. その他()
現在の職場(請負・派遣の方は、現在の派遣先)での勤続期間はどのくらいですか	() 年 () 月	() 年 () 月
(請負の場合) 仕事上の指示は誰が行っていますか	1. 派遣先企業の社員 2. 業務請負会社の社員 3. その他()	1. 派遣先企業の社員 2. 業務請負会社の社員 3. その他()

問7 昨年、日本で雇用されたことがある方(自営業以外の方)の納税状況について伺います。

	世帯主	配偶者
雇い主から受け取った給与から所得税・住民税は源泉徴収されていましたか	1. 両方とも源泉徴収されていた 2. 所得税のみ源泉徴収されていた 3. 源泉徴収されていなかった 4. わからない 5. その他()	1. 両方とも源泉徴収されていた 2. 所得税のみ源泉徴収されていた 3. 源泉徴収されていなかった 4. わからない 5. その他()

問 8 昨年、日本で雇用されたことはあるが、給与から源泉徴収されていなかった方(問7で「3」と回答)に伺います。

	世帯主	配偶者
今年の2～3月に税務署で昨年の所得に関する確定申告をしましたか	1. 確定申告して納税した 2. 確定申告したが、納税額はゼロだった 3. 確定申告しなかった 4. わからない 5. その他()	1. 確定申告して納税した 2. 確定申告したが、納税額はゼロだった 3. 確定申告していない 4. わからない 5. その他()

問 9 母国への送金について伺います。

	世帯主	配偶者
送金はしていますか	1. 定期的に行っている 2. ときどきしている 3. していない	1. 定期的に行っている 2. ときどきしている 3. していない

問 10 送金されている方(問9で「1」、「2」と回答)について伺います。

	世帯主	配偶者
送金は1ヶ月平均いくら位していますか	() 円	() 円
送金方法を教えて下さい	1. ブラジルの銀行(日本の支店からの入金) 2. ブラジルの銀行(日本の郵便局 ATM からの入金) 3. 日本の銀行(テレビ窓口を含む) 4. 日本の銀行(Western Union 経由) 5. 日本の郵便局(郵便為替・郵便口座振り込み) 6. その他()	1. ブラジルの銀行(日本の支店からの入金) 2. ブラジルの銀行(日本の郵便局 ATM からの入金) 3. 日本の銀行(テレビ窓口を含む) 4. 日本の銀行(Western Union 経由) 5. 日本の郵便局(郵便為替・郵便口座振り込み) 6. その他()

問 11 日本語の能力について、適当と思われる番号を1つ選んで、○をつけて下さい。

世帯主	全くできない ←————— まあまあ —————→ ほぼ完全にできる				
1. 日本語を聞く	1	2	3	4	5
2. 日本語を話す	1	2	3	4	5
3. 日本語を読む	1	2	3	4	5
4. 日本語を書く	1	2	3	4	5

世帯主の配偶者	全くできない ←————— まあまあ —————→ ほぼ完全にできる				
1. 日本語を聞く	1	2	3	4	5
2. 日本語を話す	1	2	3	4	5
3. 日本語を読む	1	2	3	4	5
4. 日本語を書く	1	2	3	4	5

問 12 日本での仕事への満足度について、適当と思われる番号を1つ選んで、○をつけて下さい。

世帯主	非常に不満 ←————— どちらともいえない —————→ 非常に満足				
1. 仕事の内容	1	2	3	4	5
2. 自分への評価	1	2	3	4	5
3. 職場でのコミュニケーション	1	2	3	4	5
4. 労働時間の長さ	1	2	3	4	5
5. 給与	1	2	3	4	5
6. 職場環境	1	2	3	4	5

世帯主の配偶者	非常に不満 ←————— どちらともいえない —————→ 非常に満足				
1. 仕事の内容	1	2	3	4	5
2. 自分への評価	1	2	3	4	5
3. 職場でのコミュニケーション	1	2	3	4	5
4. 労働時間の長さ	1	2	3	4	5
5. 給与	1	2	3	4	5
6. 職場環境	1	2	3	4	5

問 13 日本での生活への満足度について、適当と思われる番号を1つ選んで、○をつけて下さい。

世帯主	非常に不満	← どちらとも いえない →			非常に満足
1. 住宅	1	2	3	4	5
2. 医療環境	1	2	3	4	5
3. 日本人との付き合い	1	2	3	4	5
4. 自分たちの将来	1	2	3	4	5
5. 子どもの教育	1	2	3	4	5
6. 子どもの友人関係	1	2	3	4	5

世帯主の配偶者	非常に不満	← どちらとも いえない →			非常に満足
1. 住宅	1	2	3	4	5
2. 医療環境	1	2	3	4	5
3. 日本人との付き合い	1	2	3	4	5
4. 自分たちの将来	1	2	3	4	5
5. 子どもの教育	1	2	3	4	5
6. 子どもの友人関係	1	2	3	4	5

問 14～問 32 は、世帯主の方のみにお尋ねします。

問 14 あなたが病気やけがをしたときにはどうしますか

1. すぐに医者に行く 2. 薬局で薬を買う 3. 我慢して様子を見る 4. その他
()

問 15 以下の日本の保険の中で、ご存じの保険、すべてに○をつけて下さい。

1. 国民健康保険 2. 会社の健康保険 3. 旅行傷害保険 4. 国民年金 5. 厚生年金
6. 雇用保険 7. 労働者災害補償保険

問 16 日本では、すべての住民は国籍にかかわらずなく、公的医療保険(健康保険)に加入しなければなりません。そのことをあなたはご存じでしたか? 例えば、自営業者は国民健康保険に被用者は事業所(会社)の健康保険などの被用者保険に加入しなければならないこととされています。

1. はい(ブラジルで既に知っていた) 3. いいえ
2. はい(日本に来てから知った) 4. その他()

問 17 日本では、20歳以上の住民は国籍にかかわらずなく、公的年金に加入しなければなりません。そのことをあなたはご存知でしたか?

1. はい(ブラジルで既に知っていた) 3. いいえ
2. はい(日本に来てから知った) 4. その他()

問 18 健康保険に加入していますか。「はい」と答えた方は、加入している健康保険のすべてに○をつけてください

1. はい 1. 国民健康保険 2. 会社の健康保険 3. 旅行傷害保険 4. VIVA VIDA
5. わからない 6. その他()
2. いいえ

問 19 公的医療保険に加入していない方(問 18 で「国民健康保険」も「会社の健康保険」も選択せず)は、その理由を教えてください。

1. 事業所で加入させてくれない 5. 近日帰国予定
2. 金銭的負担が大きい 6. その他
()
3. 日本の保険制度がよくわからない

問 20 年金には加入していますか。「はい」と答えた方は、加入している年金保険のすべてに○をつけてください。

1. はい 1. 国民年金 2. 厚生年金 3. 民間の年金保険 4. ブラジルの年金保険
5. わからない 6. その他()
2. いいえ

問 21 公的年金に加入していない方（問 20 で「国民年金」も「厚生年金」も選択せず）は、その理由を教えてください。

- | | |
|-------------------------------|------------------------|
| 1. 事業所で加入させてくれない | 5. 日本の公的年金制度の仕組みがわからない |
| 2. 金銭的負担が大きい | 6. 近日帰国予定 |
| 3. 途中で脱退した場合の一時金が少なすぎる | 7. その他 |
| 4. 年金をもらえる資格が発生するまでの加入期間が長すぎる | |

問 22 雇用保険（失業保険）に加入していますか（給与明細で雇用保険料控除があれば、加入）。あてはまるものに○をつけて下さい。

- | | | | |
|-----------|------------|----------|-----------|
| 1. 加入している | 2. 加入していない | 3. わからない | 4. その他（ ） |
|-----------|------------|----------|-----------|

問 23 ブラジルでは、健康保険に加入していましたか。「はい」と答えた方は、加入期間を教えてください。

- | | | |
|-------|----------------|-------------|
| 1. はい | 1. ()年～()年 | 2. ()年～現在も |
| | 3. 加入していたが、忘れた | 4. その他（ ） |

- | |
|--------|
| 2. いいえ |
|--------|

問 24 ブラジルでは、年金保険に加入していましたか。「はい」と答えた方は、加入期間を教えてください。

- | | | |
|-------|----------------|-------------|
| 1. はい | 1. ()年～()年 | 2. ()年～現在も |
| | 3. 加入していたが、忘れた | 4. その他（ ） |

- | |
|--------|
| 2. いいえ |
|--------|

問 25 ～問 28 は、磐田市の行政サービスについて伺います。

問 25 行政が行っているサービスについて該当するものに○をつけてください。

	利用したことがある	知っているが利用したことなし	知らない	知っているがサービスの対象外
1. 広報いわた（日本語版）	()	()	()	()
2. 広報いわた（ポルトガル語版）	()	()	()	()
3. 母子手帳の配布	()	()	()	()
4. 健康診査	()	()	()	()
5. 健康相談	()	()	()	()
6. 予防接種	()	()	()	()
7. 児童手当の支給	()	()	()	()
8. 通訳の設置	()	()	()	()
9. ポルトガル語生活ガイドブック	()	()	()	()
10. 磐田市多言語地図	()	()	()	()
11. 国民健康保険、国民年金	()	()	()	()
12. 多文化交流子育て支援センター	()	()	()	()
13. 外国人学習サポート教室	()	()	()	()
14. 外国人児童生徒教育相談委員	()	()	()	()
15. 外国人適応指導教室	()	()	()	()
16. 外国人高齢者福祉手当	()	()	()	()
17. その他（ ）	()	()	()	()

問 26 行政にどのようなサービスを望みますか。該当するものすべてに○をつけて下さい。

- | | |
|----------------------|---------------------|
| 1. 日本語教室 | 5. 各種案内通知等のポルトガル語表記 |
| 2. 子どもの学校への受け入れ | 6. 通訳、翻訳者の増員 |
| 3. 母国語教室 | 7. その他（ ） |
| 4. 相談窓口の充実：具体的に（ ）窓口 | |

問 27 生活していくうえでどのような情報が必要ですか。該当するものすべてに○をつけて下さい。

- | | |
|-----------------|-----------------|
| 1. 市役所の手続きに関する事 | 7. 防災に関する事 |
| 2. 外国人学校に関する事 | 8. 労働・就労に関する事 |
| 3. 日本の学校教育に関する事 | 9. 住居に関する事 |
| 4. 子育てに関する事 | 10. イベントに関する事 |
| 5. 医療・健康に関する事 | 11. 国際交流団体に関する事 |
| 6. 公共施設に関する事 | 12. その他（ ） |

問 28 生活に関する情報を得るためには、どのような方法が良いと思いますか。該当するものすべてに○をつけて下さい。

- | | |
|----------------|------------|
| 1. 広報いわた（日本語版） | 7. インターネット |
|----------------|------------|

2. 広報いわた (ポルトガル語版)	8. 駅や公共施設におかれているチラシ、ポスター
3. 母国語新聞・雑誌	9. 各種店舗のチラシ
4. 母国語のテレビ・ラジオ	10. 勤務先
5. 日本の新聞・雑誌	11. 友人・知人・家族
6. 日本のテレビ・ラジオ	12. その他 ()

問 29～問 32 は、今後の日本での滞在予定について伺います。

問 29 あなたは、今後の日本での滞在をどのようにお考えですか？ 1つに○をつけて下さい。

1. 日本に永住する予定
2. いずれはブラジルに帰国する予定
3. ブラジルと日本以外の国に行く予定 (国名:)

問 30 問 29 で、「2」か「3」に○をつけた方に伺います。あなたは今後、日本にどの程度滞在する予定ですか？ 1つに○をつけて下さい。

1. 1年未満	5. 10～20年未満
2. 1～3年未満	6. 20年以上
3. 3～5年未満	7. わからない
4. 5～10年未満	

問 31 どのような条件が整えば、ブラジルへ帰国したいとお考えですか？ 以下の条件から最大3つまでに○をつけてください。

1. 目標とする貯蓄額が達成されたら
2. 日本で働くことができなくなったら
3. ブラジルでの自分たちの就職・起業・仕事のめどがついたら
4. ブラジルの景気が良くなったら
5. 子ども達もブラジルと一緒に帰国することに同意するなら
6. ブラジルで子ども達の進学や就職の見込みが得られるなら
7. その他 ()

問 32 あなたは日本に来る前、どのくらい日本に滞在したら帰国しようと考えていましたか。

1. 1年未満	5. できる限り長く
2. 1～3年未満	6. 目標とする貯金額が達成されたら
3. 3～5年未満	7. 特に決めていなかった
4. 5～10年未満	

問 33～問 38 は、あなたのお子さんについて伺います。

問 33 あなたのお子さんについて、ご記入下さい。それぞれがない場合は0 (ゼロ) をご記入下さい。

生存している子どもの数 (合計)	() 人
あなたと同居している子どもの数	() 人
あなたと別居している子どもの数	() 人

あなたと同居しているお子さんがいる場合、問 34～問 38 にご回答下さい。同居しているお子さんがいない場合、11ページの自由記入欄へ飛んで下さい。

問 34 この世帯に同居されているお子さんについて、あてはまるものに○をつけて下さい。もし同居されているお子さんが3人より多い場合は、年齢が上から3人までのお子さんについて記入して下さい。

	1人目 () 歳	2人目 () 歳	3人目 () 歳
世帯主からみたお子さんの続柄に○をつけて下さい	1. 第1子 2. 第2子 3. 第3子 4. 第4子 5. 第5子 7. その他 () 性別 男・女	1. 第1子 2. 第2子 3. 第3子 4. 第4子 5. 第5子 7. その他 () 性別 男・女	1. 第1子 2. 第2子 3. 第3子 4. 第4子 5. 第5子 7. その他 () 性別 男・女
現在、お子さんは幼稚園・保育所や学校に通っていますか	1. 通っている 2. ときどき通っている 3. 通っていない	1. 通っている 2. ときどき通っている 3. 通っていない	1. 通っている 2. ときどき通っている 3. 通っていない

通っているお子さんは、どこに行っていますか	1. 日本の保育所 2. 日本の幼稚園 3. ブラジル人の託児所 4. 子育てセンター 5. ブラジル学校 6. 日本の小学校 7. 日本の中学校 8. 日本の高校 9. その他 ()	1. 日本の保育所 2. 日本の幼稚園 3. ブラジル人の託児所 4. 子育てセンター 5. ブラジル学校 6. 日本の小学校 7. 日本の中学校 8. 日本の高校 9. その他 ()	1. 日本の保育所 2. 日本の幼稚園 3. ブラジル人の託児所 4. 子育てセンター 5. ブラジル学校 6. 日本の小学校 7. 日本の中学校 8. 日本の高校 9. その他 ()
1ヶ月の保育料・学費	() 円	() 円	() 円
通っていないお子さんが幼稚園・保育所、学校に行かない理由を教えてください	1. 言葉がわからない 2. 定員が一杯で入れない 3. 家で子どもが面倒をみている 4. 家族が面倒をみている 5. 学校が楽しくない 6. もうすぐ帰国する 7. 学費が高い 8. 子どもは仕事をしている 9. その他 ()	1. 言葉がわからない 2. 定員が一杯で入れない 3. 家で子どもが面倒をみている 4. 家族が面倒をみている 5. 学校が楽しくない 6. もうすぐ帰国する 7. 学費が高い 8. 子どもは仕事をしている 7. その他 ()	1. 言葉がわからない 2. 定員が一杯で入れない 3. 家で子どもが面倒をみている 4. 家族が面倒をみている 5. 学校が楽しくない 6. もうすぐ帰国する 7. 学費が高い 8. 子どもは仕事をしている 7. その他 ()

問 35 この世帯に同居されているお子さんの日本語能力について適当と思われる番号を1つ選んで○をつけて下さい。お子さんが3人より多い場合は、年齢が上から3人目までのお子さんについて記入して下さい。

1番上の子ども	全くできない	← 1 2 3 4 5 →			まあまあ	→ 1 2 3 4 5 →			ほぼ完全にできる
1. 日本語を聞く	1	2	3	4	5				
2. 日本語を話す	1	2	3	4	5				
3. 日本語を読む	1	2	3	4	5				
4. 日本語を書く	1	2	3	4	5				

2番目の子ども	全くできない	← 1 2 3 4 5 →			まあまあ	→ 1 2 3 4 5 →			ほぼ完全にできる
1. 日本語を聞く	1	2	3	4	5				
2. 日本語を話す	1	2	3	4	5				
3. 日本語を読む	1	2	3	4	5				
4. 日本語を書く	1	2	3	4	5				

3番目の子ども	全くできない	← 1 2 3 4 5 →			まあまあ	→ 1 2 3 4 5 →			ほぼ完全にできる
1. 日本語を聞く	1	2	3	4	5				
2. 日本語を話す	1	2	3	4	5				
3. 日本語を読む	1	2	3	4	5				
4. 日本語を書く	1	2	3	4	5				

問 36 あなたの世帯に同居されているお子さんのポルトガル語能力について適当と思われる番号を1つ選んで○をつけて下さい。同居されているお子さんが3人より多い場合は、年齢が上から3人目までのお子さんについて記入して下さい。

1番上の子ども	全くできない	← 1 2 3 4 5 →			まあまあ	→ 1 2 3 4 5 →			ほぼ完全にできる
1. ポルトガル語を聞く	1	2	3	4	5				
2. ポルトガル語を話す	1	2	3	4	5				
3. ポルトガル語を読む	1	2	3	4	5				
4. ポルトガル語を書く	1	2	3	4	5				

2番目の子ども	全くできない	← 1 2 3 4 5 →			まあまあ	→ 1 2 3 4 5 →			ほぼ完全にできる
1. ポルトガル語を聞く	1	2	3	4	5				
2. ポルトガル語を話す	1	2	3	4	5				
3. ポルトガル語を読む	1	2	3	4	5				
4. ポルトガル語を書く	1	2	3	4	5				

3番目の子ども	全くできない ← まあまあ → ほぼ完全にできる				
1. ポルトガル語を聞く	1	2	3	4	5
2. ポルトガル語を話す	1	2	3	4	5
3. ポルトガル語を読む	1	2	3	4	5
4. ポルトガル語を書く	1	2	3	4	5

問37 小学生以上のお子さんに日本での生活について適当と思われる番号を1つ選んで○をつけて下さい。小学生以上のお子さんが3人より多い場合は、年齢が上から3人目までのお子さんについて記入して下さい。お子さんが自分で回答することが可能なら、お子さんに回答してもらって下さい。

1番上の子ども	非常に不満 ← どちらともいえない → 非常に満足				
1. 学校（または仕事）	1	2	3	4	5
2. 日本人との友人関係	1	2	3	4	5
3. ブラジル人との友人関係	1	2	3	4	5
4. 親との関係	1	2	3	4	5

2番目の子ども	非常に不満 ← どちらともいえない → 非常に満足				
1. 学校（または仕事）	1	2	3	4	5
2. 日本人との友人関係	1	2	3	4	5
3. ブラジル人との友人関係	1	2	3	4	5
4. 親との関係	1	2	3	4	5

3番目の子ども	非常に不満 ← どちらともいえない → 非常に満足				
1. 学校（または仕事）	1	2	3	4	5
2. 日本人との友人関係	1	2	3	4	5
3. ブラジル人との友人関係	1	2	3	4	5
4. 親との関係	1	2	3	4	5

問38 お子さんの将来の進路に関する希望について伺います。あてはまるものに○をつけてください。

世帯主	配偶者
1. 日本で高等教育を受けさせたい	1. 日本で高等教育を受けさせたい
2. 日本で職業訓練を行うような学校に行かせたい	2. 日本で職業訓練を行うような学校に行かせたい
3. たとえ子どもだけで帰国させることになっても、子どもにはブラジルで高等教育を受けさせたい	3. たとえ子どもだけで帰国させることになっても、子どもにはブラジルで高等教育を受けさせたい
4. 高等教育より、早く働いてほしい	4. 高等教育より、早く働いてほしい
5. その他 ()	5. その他 ()

自由記入欄

・行政へのご意見・ご要望などありましたら、ご自由にお書き下さい。

・日本人と外国人がお互いに生活しやすくなるためにはどうしたら良いと思いますか。ご自由にお書きください

・家族と子どもの将来についてどのようにお考えですか。ご自由にお書きください。

この調査結果の概要をご希望の方は、以下に連絡先をお書き下さい。できあがり次第、お送りします。メールの添付ファイルでの受取をご希望の方は、アドレスをご記入下さい。

名前： _____

住所：〒 _____

E-mail: _____

磐田市や磐田国際交流協会では、通訳・翻訳・日本語指導などを行ってくださるボランティアを募集しております。ご協力頂ける方は、氏名・住所・連絡先をご記入ください。

名前： _____

住所：〒 _____

電話： _____

希望する活動に○をつけてください 通訳 ・ 翻訳 ・ 日本語指導 ・ その他 ()

調査へのご協力、どうもありがとうございました。

目的と方法：

「外国人労働者の社会保障制度加入に関する研究会」のメンバーを中心に、本調査研究に参加している全員を対象として、日系ブラジル人が集住する磐田市の現状を視察し、行政等担当者より実情についての説明を受けるため、2005年9月28日（水）に、現地調査を実施した。調査は終日行われたが、午前中から午後の早い時間までは、磐田市役所を会場にして、ヒヤリングを実施し、その後はブラジル人に関わりの深い施設や機関を訪問調査した。

ヒヤリングの概要：

ヒヤリング調査は磐田市行政関係者と磐田市を含む地域を管轄する社会保険関係機関を対象とした。前者磐田市行政関係者としては、まず初めに外国人住民の課題に取り組んでいる共生社会推進課の担当者より「多文化共生事業計画」に基づく取組の実態を聴いた。磐田市役所の各課との連携方法では多文化共生推進協議会と合同で庁内連絡会を開き、国保・年金・税金・教育委員会を含む多方面の情報と問題の共有を図っていることが紹介された。ブラジル人子弟の教育問題については、多文化子育て支援センターの開設と活動について説明を受けた。日系ブラジル人子弟の就学問題については、就学年齢者の40%がブラジル人学校に通学しており、50%が日本の公立学校に通学している。不就学時の調査は毎年おこなっており、2004年度は7名であった。日本人住民とのトラブルに対応するために、ポルトガル語での広報に努めている。

次に、外国人登録窓口を管轄し、転入してきた外国人の状況にもっとも精通している、市民課の担当者より、住民の登録の実態を聴いた。磐田市は2005年4月の合併後、17万5千人の人口になったが、外国人登録者は内約8800人で磐田市人口の約5%を占めている。入国管理カードの提出から外国人登録証の発行に3週間を要するため、その間に移転して発行時の住所が変わっていても、届け出を行わないことが多く、追跡が難しい。近年増加傾向にある外国人と日本人の婚姻による混合世帯については、住民票データなどにおいて情報整備をしている。

また、納税の状況についても財政部納税課の担当者に話を聴いた。全税収に占める外国人納税額は約2.4%だが、未納税額に占める外国人分の割合は6.67%となっている。国民健康保険税は課税時と手続きが異なるので連動させていない。（平成12年度頃までは連携があった）言葉が通じないという問題、名前の登録が横文字であるため本人確認が難しく転居が頻繁に行われるので徴収が困難な部分がある。

年金と医療については、健康福祉部国保年金課の担当者に話を聴いた。被用者で国保に加入したいと言ってくる場合は、会社から退職証明書や、試用期間証明書や短時間雇用

契約書などを用意させ、国保への加入を認めることがあるが、被用者は基本的に職場で社会保険に加入するよう説明する。職場の社会保険は医療と年金がセット加入なので、掛金負担が高いと感じる人が多く、国年には入らず、国保だけ加入したいと希望する人が多い。業務委託は最長で2ヶ月だが、試用期間の場合、国保に入れざるを得ない、その場合国保保険証期間を2ヶ月に限定するようにしている。その場合、3ヶ月目からは職場の社会保険に加入することになると説明をする。

磐田市を含む地域を管轄する社会保険関係機関に対してもヒヤリングを実施した。ひとつは浜松東社会保険事務所であり、もうひとつは磐田公共職業安定所である。

社会保険事務所へのヒヤリングでは、外国人労働者の社会保険加入状況について実態を聴いた。日系ブラジル人をはじめとする外国人労働者は直接雇用ではなく、派遣・請負業者に雇われている場合がほとんどである。社会保険の加入は、国籍による適用の違いや被用者本人の選択の余地はない。事業所に対しては、わかりやすい点検リストを配布して、社会保険への加入の必要の有無を判断するように指導している。社会保険に未加入である外国人労働者の問題は日系ブラジル人だけの問題ではなく、就学ビザで1日8時間以上働いている留学生についての問題でもあるように、外国人就労者ひいては就労者全体の問題である。

磐田公共職業安定所へのヒヤリングでは、公的な機関から把握した外国人労働者の状況がわかった。外国人労働者の取扱状況を数値として平成11年度～17年度まで表にしたものが資料として配付された。そこで平成13年度に対前年の3.5倍、過去最高の913人の来所者延べ人数になったことを示し、当該年に景気が悪化し求職者が増えたことなどから、外国人労働者は景気の調整弁として機能していると考えられる。日系人はそれまで、ハローワークに来ることなく、派遣や請負の口コミルートで仕事を探していた人たちだが、平成13年はそのルートでは仕事が決まらないような厳しい求人状況があり、ハローワークへ来たものと考えられる。

表1 磐田公共職業安定所資料より（単位：人）

	磐田公共職業安定所全体		外国人労働者の雇用保険加入状況については、適用事業所に対しては公共職業安定所より加入促進案内の発送や労働局労働保険徴収課へ報告して、加入促進を図っている。被保険者としての資格取得届け出については、事業者が届け出ることになっているので、外国人の状況確認は行っていない。
	新規求職者	内外国人 新規求職者 来所者	
平成11年度	12,767	95 308	外国人労働者の雇用保険加入状況については、適用事業所に対しては公共職業安定所より加入促進案内の発送や労働局労働保険徴収課へ報告して、加入促進を図っている。被保険者としての資格取得届け出については、事業者が届け出ることになっているので、外国人の状況確認は行っていない。
平成12年度	11,569	73 258	
平成13年度	13,198	250 913	
平成14年度	13,775	117 530	
平成15年度	13,688	91 497	
平成16年度	12,344	81 378	
平成17年度	—	53 210	

しかし、非正規滞在の外国人が、雇用保険の適用を求めた場合には、滞在資格（正規か非正規か）を問わず加入を認めることになっている。磐田市における外国人労働者の職場定着状況については、雇用保険被保険者の中から30人の調査を実施したことがあ

るが、2年（6人）1.5年（2人）1年（5人）6ヶ月（4人）5ヶ月（4人）4ヶ月（2人）3ヶ月（4人）2ヶ月（3人）と、契約を交わした期間については定かではないが、全般的に短期間での離職者が多い現状がわかった。外国人の雇用保険受給状況としては、平成17年8月1ヶ月間では11名であった。

訪問調査の概要：

訪問調査は、途中と最後の場所では同じだったものの、途中は2つのグループ（教育視察と雇用視察）に分かれた。

エスコラ・ニッポ・ブラズィレイラ（ブラジル人学校）の訪問調査は、磐田市の共生社会推進課の嘱託ポルトガル語通訳者に同行いただいて行った。磐田市より紹介を受けて事前に同学校に依頼のファックスを出したが、同学校には日本語文書を理解する人が不足していると考えられ、日本語での意思の疎通が困難であったため、市の通訳者に同行を依頼した。対応していただいた校長先生は日系ブラジル人の女性だったが、複雑な内容になると日本語の理解力には不足があり、全般的に通訳をとおしてのヒヤリングとなった。（参照：写真3はヒヤリングに答える国吉ソニア・レジナ先生とブラジル人スタッフと通訳者）同学校は磐田市にあるブラジル人学校の中でも規模が大きく歴史のある学校と聞いたが、開校は2000年であり、現在は総勢230名の1～15歳までの生徒が学んでおり有資格の教員は21名（内日本語授業用日本語教師3名）いる。同学校はブラジル政府から認可を受けている学校で、ブラジルに帰国することを前提としているブラジル人子弟が集まっていると考えられ、帰国前の1年だけ同学校に通学する生徒もいる。授業料は午前中だけクラスで月額3万円午前午後の両方で月額5万円であり、日本人生徒の進学塾の費用と変わらないが、食事代が込みであること、月額5000円で送迎バスの利用が可能であることなど、働く親に配慮したサービスがされている。環境としては、元ブラジル料理店の看板がはずされていない建物とその並びのビルの2～3棟を占有して教室として使っているなど、環境としては十分とは言えず、仮に日本政府に学校法人として認可をもとめても、施設整備を行わないと認可は難しいと感じた。（参照：写真1学校表側と2学校裏側）校長より話された同学校の抱える課題や問題点としては、査証（ビザ）の関係で有資格教員を思うようにブラジルから招致できないこと。日本の文部科学省の認可が無いので、税制優遇措置などが受けられないこと。近年入学希望者が多く、入学を許可できない待機児童生徒がいること。（地域の保育園が定員オーバーで入園できないため、入学を希望するケースもある。）日頃から日本人の学校や地域住民との交流を図り、学校付近の住民との摩擦が起きないような配慮が必要とされていること。

写真1：ブラジル人学校の表側（旧ブラジル料理店をそのまま使っている）



写真2：ブラジル人学校の裏側（貸しビルを1棟そのまま教室として利用している。画面右にも別棟の教室がある。）



写真3：我々の質問に答えるブラジル人学校の関係者（左より国吉ソニア・レジナ先生、ブラジル人教師スタッフ、通訳利光ヒサ子）



磐田市立東部小学校の訪問調査は、磐田市内でも最も日系ブラジル人子弟が多く通う公立小学校として、さまざまな取組がなされていることから、校長先生に様子をきくことを通じて、教育現場での実態の把握をすることを目的におこなった。2005年度、外国人生徒数=71名 全生徒数の9.4% うち、90%=ブラジル人在籍しており、平成15年（2003年）から、外国人児童対応に、教員が2名加配された。学校の近くにある県営住宅は現在3分の2が日系ブラジル人であり、その学区にある影響が大きい。同学区の日系人子弟の増加は平成11年頃より多くなった。わずか7年前は日系ブラジル人子弟で同校に在籍していたのは10数名だったが、現在は70名になる。昨年、新1年生（4クラス）のうち10人が日系ブラジル人であった。日本語能力などを補うために行う、個別指導としての「取り出し授業」は4年生までで2クラス設置している。現在直面している問題については以下の5項目が挙げた。

- (1) 年ごとに外国人児童生徒数が極端に推移すること。1クラスに1-2人と、3-4人では対応の仕方は大きく変わらざるを得ない。
- (2) 親の方もどんどん変化。親は日本語を覚えようとしなくなっている。
- (3) 親の将来設計がしっかりしている場合、子どもも集中する傾向にある。

- (4) 学習の態度の基礎を取出し授業で教えるが、来日時期や環境など、個人差が大きいので困難が多い。
- (5) 取出し授業の宿題を子どもが子育て支援センターの「まなぼ！（学習支援）」でみてもらうことが多いので、学校のスタッフも時間をつくってセンターに出向き、連携を強化している。

このとり東保育園の訪問調査は、従来の保育事業に加えて、就学後の「学童保育」を行っている、施設の実態を外国人児童の保育に熱心な保育園園長から聞くことを目的に行った。就学前児童の保育を行う通常の保育園だったが、地域としてブラジル人が多く居住する団地が近いことがあり、卒園後も学童保育の要望が強く、小学校3年生までの学童保育を3年前から実施している。学童保育の利用者は22名そのうち10名がブラジル人子弟。地域の他の学童は6時までだが、7時まで預かっている。長い休みも学童保育を行っている。ブラジル人の子供のために、お知らせやプリントはすべてポルトガル語に翻訳している。そのために市より週に2回通訳を派遣してもらっている。保育園児は地元の小学校を目指しているので、日本語になるべくふれさせるようにしている。来日時に5歳以上だと適応が難しくなるが、それ以下だと適応に問題は少ない。外国人の親と茶話会を開き、思いを聞いている。以前は帰国したいと考える人が多かったが、現在はブラジルの治安悪化から、日本で定住する意向を示す人が多くなった。

扶養工業株式会社磐田営業所の訪問調査は、外国人の雇用形態が大半を占める「請負労働の場」としての雇用環境について実態を知ることにあつた。同社は大手製造業の工場内に事務所をもち従業員の9割はブラジル人となっている。所長はブラジルに長期滞在経験のある人物で、副所長は日系2世で、どちらも日系ブラジル人の状況と日本での生活習慣や人間関係について精通しており、その経験から多くのブラジル人の指導にあたっている。

工場は24時間操業しており3グループ2交代制で対応している。採用は従業員の紹介により国内のみで十分である。現地での採用活動はしていない。磐田市には約2万人のブラジル人が居住しており、採用は難しくない。むしろ、シフト労働であるために給料は悪くなくとも、なかなか日本人従業員が集まり難い。

東新町子育て支援センターは、ブラジル人が数多く居住する県営住宅の集会場でボランティアを中心にはじまった学童保育と学習指導が、事業として整備され、補助金「つどいの広場事業」で4分の3の費用を国・県・市で4分の1ずつ負担している。次年度は独立した施設の建設が予定されているので、団地の集会室ではなく、専用の部屋が得られる予定。職員は、ボランティアで元教師や主婦などが、子供達の受け入れをしている。

2005年9月28日(水) 磐田市現地調査 スケジュール

時間	場所	講師及び対応代表者	備考
10:00 ~ 10:25	磐田市役 所西庁舎3 階301会議 室	1. 磐田市共生社会推進課 村松紀代美課長 大杉祐子多文化共生 係長 月花慎二主査 三ツ谷憲二	〒438-8650 静岡県磐田 市国府台 ^{こうのだい} 3-1 TEL0538-37-4977 Fax 0538-32-3946
10:30 ~ 11:00		2. 磐田市生活文化部市民課 記録係長 鈴木正夫様 田中様	TEL 0538-37-4816 fax 0538-39-0451 shimin@city.iwata.lg.jp
11:00 ~ 11:30		3. 磐田公共職業安定所 所長 片田貴美男 様	TEL 0538-32-6181 Fax 0538-37-7447
11:35 ~ 12:05		4. 浜松東社会保険事務所 業務第1課長 黒川宏和様 社会保険調査官 山本学様 静岡社会保険事務局保険課 企画係長 原口浩一様	浜松東社会保険事務所 〒435-0013 浜松市天竜 川町 188 TEL 053-421-6011 Fax 053-421-0565
~ 13:00		昼食 (お弁当用意)	
13:00 ~ 13:30		5. 磐田市企画財政部納税課 第1整理係長 金原 雅之様 (代理鈴 木様)	tel 0538-37-4810 fax 0538-33-7715 nozei@city.iwata.lg.jp
13:30 ~ 14:00	6. 磐田市健康福祉部国保年金課 国保年金係長 高田眞治様 (代理伊藤 様)	tel 0538-37-4833 fax 0538-37-4723 kokuho@city.iwata.lg.jp	
14:05 市役所出発			タクシー予約
14:15 ~ 14:45	エスコラ ニッポ ブラジレ イラ	7. エスコラ ニッポ ブラジレイラ (ブラジル人学校) 校長 国吉 ソニア レジナ 先生 通訳: 共生社会推進課 利光ヒサ子	〒438-0072 静岡県磐田市鳥之瀬 ^{とりのせ} 115-4 TEL&Fax0538-39-1335

ブラジル人学校訪問の後2つのグループに分かれ、最後に多文化子育て支援センターで合流する。(次ページ参照)

第1グループ（教育及び保育グループ）共生社会推進課 月花慎二様同行

時間	場所	対応者	備考
15:00 ~ 15:30	8. 東部小 学校	鈴木亨司校長先生	〒438-0037 静岡県磐田市東貝塚 206 電話 0538-32-2490
15:45 ~ 16:15	9. こうの とり東保 育園	山本頼子園長先生	〒438-0039 静岡県磐田市東新町 2丁目11番地の13 電話 0538-35-8567
16:30 ~ 17:00 第2グル ープと合 流	11.多文化 交流子育 て支援セ ンター（東 新町子育 て支援セ ンター）	担当者：鶴見様 木ノ内惇子様 （磐田市国際交流協会ボランティア）	東新町県営住宅第2 集会所 TEL090-3250-2419

第2グループ（労働グループ）共生社会推進課 三ツ谷憲二様同行

時間	場所	対応者	備考
15:20 ~ 15:50	10. 芙蓉工 業株式会 社 磐田営 業所	所長 奥山隆二様 副所長 林田征一様	〒438-0004 静岡県磐田市匂坂中 17-3（株）ブリヂス トン磐田工場内 電話 0538-38-3151
16:30 ~ 17:00 第2グル ープと合 流	11. 多文化 交流子育 て支援セ ンター（東 新町子育 て支援セ ンター）	担当者：鶴見様 木ノ内惇子様 （磐田市国際交流協会ボランティア）	東新町県営住宅第2 集会所 TEL090-3250-2419

【 記録 目次 】

1. 磐田市共生社会推進課
2. 磐田市生活文化部市民課
3. 磐田公共職業安定所
4. 浜松東社会保険事務所
5. 磐田市企画財政部納税課
6. 磐田市健康福祉部国保年金課
7. エスコラ ニッポ ブラジレイラ (ブラジル人学校)
8. 東部小学校
9. こうのとりの東保育園
10. 芙蓉工業株式会社 磐田営業所
11. 多文化交流子育て支援センター (東新町子育て支援センター)

磐田市生活文化部 共生社会推進課 多文化共生係 インタビュー議事録

対応担当者：磐田市生活文化部共生社会推進課 課長 村松紀代美様

同課多文化共生係 係長 大杉祐子様 主事 月花慎二様 三ツ谷憲二様

日時：2005年9月28日(水) 10:00～10:25

場所：磐田市役所西庁舎 301 会議室

出席者：井口先生、岩村先生、山川先生、坂本補佐、竹ノ下先生、小島部長、千年室長、勝又室長、高橋さん、志甫さん、西野(記録)

配布資料：レジュメ(17年度多文化共生事業計画、これまでの取り組み)、磐田市外国人児童生徒就学状況、広報磐田9月号、磐田市多文化交流子育て支援センターパンフレット

1 外国人住民に対する磐田市の取り組み

「多文化共生事業」として、主に「外国人への情報提供」、「日本人への啓発」「市内の連携」に関する取り組みを行っている。具体的には下記のとおり。

① 多文化共生推進協議会(前年度からの継続)

地域、労働、教育の3つの部会ごとに、情報交換および課題の検討を行う。部会の委員は各20名程度で、外国人、外国人児童が多い学校の校長、保育園長、幼稚園長、外国人を雇用している会社、地域の人などから、それぞれ代表を出してもらっている。年4回開催(7月、10月、1月、3月)。

現状及び課題を互いに認識、共有しながら、それぞれの立場でできることに取り組んでいくということを目的としている。

② 多文化交流子育て支援センター

城之崎と東新町との 2 箇所に設置し、運営は磐田国際交流協会に委託している。城之崎多文化交流センターでは、リユース品（制服など）の提供、生活に関する情報提供などを行っている。東新町子育て支援センターでは、午前を「あそぼ！」と名づけて、子育て中の親子を対象としたつどいの広場を開催、午後を「まなぼ」と名づけて、小学生を中心とした学習支援を行っている。

利用状況は、昨年度 3,746 人（のべ人数）。内訳は、城之崎多文化交流センターが 404 人、東新町子育て支援センターの「あそぼ！」1,024 人、「まなぼ！」2,318 人である。学習支援の利用がもっとも多い。今年は 8 月末の時点で既に 2,059 人に達しているため、年間利用者数の増加が見込まれる。

東新町子育て支援センターは、現在、県営住宅の集会所を間借りしているため、専用施設を建設中である。3 月末には完成の予定。また、集住地区だけでなく、合併した市のエリアにもセンター事業を拡大することを検討している。

③ 外国人住民の把握

平成 16 年度生活実態調査を実施した。今年度も国立社会保障・人口問題研究所と協力して調査を実施する。

④ 外国人への情報伝達

ポルトガル語版の広報誌「広報磐田」を 3,000 部発行し、住民ほか店舗や派遣会社に配布している。また、行政の仕事を紹介する「暮らしのガイドブック」を現在作成している。

共生課と外国人登録窓口に 1 名づつ通訳を設置している。

⑤ 啓発活動

フォーラム開催して、日本人住民への啓発活動を行う予定である。

⑥ 関係各課との連携方法

多文化共生社会庁内連絡会を設置。広報や教育といった関係各課から 1 名づつ参加し計 17 名で構成される。各担当者に多文化共生の意識をもってもらうことを目的としている。

⑦ 本事業の財源

本事業の財源は、4 分の 3 が補助金である。4 分の 2 が国から、4 分の 1 が県からで、「つどいの広場事業補助」を受けている。

2 就学状況（資料参照）

外国人の小学生は 199 人、うちブラジル国籍は 180 人である。

不就学者は昨年は 7 名であった。今年のデータは現在収集中である。（外国人登録から公立学校就学者・ブラジル人学校就学者を除き、その家庭一軒一軒に訪問して確認するため時間がかかるが、年内には出る予定。）

外国人の就学年齢者のうち、40%がブラジル人学校に通っている。公立の学校に通う子どもの比率は、おそらく 50%程度であると考えられる。なお、磐田市の外国人の子ども、30%が居住 1 年未満である。0 歳児も 79 人名登録されている。

中学から高校に進学した人は、昨年 14 名であり、そのうち日本に 10 年以上居住している人は 3 人であった。中学を中退する人も多く、また就学年齢にある外国籍の子どものうち、ほとんどが「日本語要指導」である。

3 その他

ブラジル人の集住地区での日本人とのトラブルについて、日本人からクレームが来ることがある。ゴミなどの特定の問題については直接その部署にクレームがいくが、「相談」などは当課に寄せられる。例えば、マンションの大半がブラジル人というところでは、「夜遅くまでバーベキューをやっており、うるさいし上からものが落ちてくる」というような相談がある。当課では、ポルトガル語での張り紙をつくったり広報で生活のルールをお知らせしたりしている。

インタビュー議事録

対応担当者：磐田市役所生活文化部市民課記録係田中氏&鈴木氏

日時：2005 年 9 月 28 日（水） 10：30～11：00

場所：磐田市役所西庁舎 301 会議室

出席者：井口先生、岩村先生、山川先生、坂本補佐、竹ノ下先生、小島部長、千年室長、勝又室長、志甫さん、西野さん、高橋（記録）

配布資料：住民記録 2005 年 3 月末現在 2005 年 8 月末現在 各歳年齢別人口（平成 17 年 8 月末現在）磐田市外国人児童生徒就学状況（小学校）（中学校）平成 17 年 4 月 6 日調べ）

- ・ 5 市町村合併で人口 17 万 5 千人、内 8800 人の外国人登録有（2005 年 8 月末）
- ・ 工業地区を抱えているためブラジル人が多い
- ・ 世帯は、世帯主外国人が約 5 千世帯、世帯主日本人&外国人妻が約 5 0 0 世帯
- ・ 外国人が流入し始めた頃は親族を頼って来日するケースが主流だったが、現在は人材派遣会社経由での入国が増加
- ・ 夜間、週末、土日の労働時間を考慮して市役所窓口もオープン
- ・ 外国人と日本人の結婚による混合世帯は増加傾向にある
- ・ 外国人登録および住民基本台帳につき、混合世帯にはフラグをたて識別している

問題点など

- ・ 入国管理カードから外国人登録証を発行するのに 3 週間要するため、発行時には住所が別の場所になっていても転出届が無いため移動を把握できない
- ・ 住所変更、在留許可種別変更などの手続きがなされないことが多い

- ・ 研修や興行目的で入国し、ビザの有効期間3ヶ月を目安に出入国を繰り返す者もいる
- ・ 定住者の増加に伴い不動産や車などを購入するケースも増えてきているが、登録の際の諸手続き、特に日本の「ハンコ社会」に対する理解を求めるのが非常に困難
- ・ 行政機関として拘束力のある罰則を定められない
- ・ 外国人登録の仕組みのみでは実情がカバーしきれず、所在不明のケースも多々ある

磐田公共職業安定所 インタビュー議事録

対応担当者：片田貴美男所長 様

日時：2005年9月28日（水） 11:00～11:30

場所：磐田市役所西庁舎 301 会議室

出席者：井口先生、岩村先生、山川先生、坂本補佐、小島部長、千年室長、勝又室長、高橋さん、志甫さん、西野さん、竹ノ下（記録）

配布資料：日系ブラジル人等外国人求職者業務取扱状況（レジメとメモ）、年度別主要業務取扱状況、外国人労働者の取扱状況、産業分類別事業所規模別・外国人雇用事業所及び外国人労働者数（平成15年及び16年の各6月1日）外国人雇用状況報告書調査票

1. 一般職業紹介等業務取扱状況

（1）職業紹介業務

年度別主要業務取り扱い状況によると、有効求人倍率では、近年回復傾向。平成16年度は、1倍に回復。主に製造業の求人が増加。平成16年9月から1倍に回復。

（2）雇用保険業務

平成16年度では、適用事業者数が4444人、雇用保険被保険者数は、76053人。雇用保険受給実人員は1ヶ月あたり1400人程度。

（3）外国人労働者の取り扱い状況

来所数などの統計動向は、添付資料のとおり（平成11年度から17年度にかけて）。

とりわけ、平成13年度の来所数、新規求職者数が他と比較して多い。

外国人は景気の調整弁として機能しており、この年は、景気がとても悪い時期。

1人が2、3回来ることで、延べ人数としてカウントされる。

日系人は、従来はハローワークに来ない人たち。これまでは違うルート（派遣、請負）で仕事を見つけていた。しかし、この年は景気が悪く、派遣や請負ルートでは仕事が見つからず、ハローワークへの来所者数が増加。

平成17年度については、出足から相談の部分が多い。利用者としては、ブラジル、ペルー、中国が多い。しかし、日本人と比べると利用者はそう多くない。